

「放課後等の遊び場づくり事業運営業務委託」提案競技実施要項

この事業は、子どもたちが放課後等に、自由に安心して遊びや活動ができる場や機会をつくることにより、自主・自立性や社会性、豊かな感性や創造性、体力や運動能力を育むなど、次の世代を担う児童の心身両面にわたる健全な育成を支援することを目的とするものです。

同事業の運営業務にかかる提案競技について、下記のとおり募集します。

1 公示日

令和4年12月16日(金)

2 業務名、履行場所及び委託料上限額

「放課後等の遊び場づくり事業」運営業務委託

区分	履行場所 (小学校)	契約上限額(年額) 消費税相当額を含む
1	千早	2,794,000円
2	美和台	3,270,300円
3	舞松原	3,062,400円
4	香椎東	2,871,000円
5	香椎下原	2,910,600円
6	千早西	2,897,400円
7	照葉北	2,858,900円
8	博多	6,622,000円
9	千代	2,635,600円
10	席田	3,001,900円
11	春住	3,121,800円
12	板付	3,006,300円
13	那珂南	2,850,100円
14	東光	2,778,600円
15	板付北	2,883,100円
16	平尾	3,097,600円
17	小笹	2,919,400円
18	福浜	2,799,500円
19	西高宮	2,879,800円
20	大楠	2,961,200円
21	老司	3,160,300円
22	東花畑	3,217,500円
23	高木	3,117,400円
24	塩原	3,098,700円

25	鳥飼	3, 246, 100円
26	堤	2, 996, 400円
27	城南	3, 113, 000円
28	田島	2, 977, 700円
29	堤丘	2, 530, 000円
30	原	2, 976, 600円
31	高取	2, 742, 300円
32	百道	3, 119, 600円
33	脇山	2, 526, 700円
34	入部	2, 411, 200円
35	四箇田	2, 933, 700円
36	田村	3, 374, 800円
37	飯倉中央	2, 894, 100円
38	姪浜	3, 300, 000円
39	吉岐	2, 912, 800円
40	今宿	3, 279, 100円
41	内浜	3, 218, 600円
42	金武	2, 927, 100円
43	元岡	2, 853, 400円
44	北崎	3, 067, 900円
45	西陵	2, 725, 800円
46	吉岐東	2, 743, 400円
47	愛宕	3, 133, 900円
48	愛宕浜	2, 779, 700円
49	姪北	3, 372, 600円

3 契約の仕様等

(1) 業務委託期間

契約日～令和6年3月31日

(2) 委託業務の内容

別添「仕様書（案）」のとおり。

4 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する法人でなければこの提案競技に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以

下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) こどもの健全育成の分野において2年以上の活動実績があること。
- (8) 宗教または政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

5 評価基準

評価項目	配点
(1) 基本事項 ○ 事業の目的・趣旨を正しく理解しているか ○ 子どもの「遊び」や「育ち」に視点を置き、子どもたちがのびのびと過ごせる遊び場の展開や、遊び場の質・効用の向上など、事業者として考える「遊び場像」が具体的に示されているか ○ 子どもの「やってみたい」を支えることが出来るような安全対策が、具体的に示されているか ○ 同種または類似業務の実績等を勘案し、実現可能なものとなっているか	20

<p>(2) 実施管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織体制は、業務遂行責任者が「現場の履行状況の確認」や「現場責任者（わいわい先生）への支援・指示」を的確に行うことができるものとなっているか ○ 業務遂行責任者等による巡回は、業務の履行確認や、現場責任者（わいわい先生）を支援するために効果的なものとなっているか ○ 事故や保護者対応等のトラブルを未然に防止する方法、発生した際の事業者としての対応方法が示されているか ○ 保険の内容は十分なものになっているか ○ 金銭や個人情報の管理は徹底されているか 	30
<p>(3) 人事管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者として考える、現場責任者（わいわい先生）として相応しい人物像、及び相応しい人材を確保するための方策が示されているか ○ ボランティアスタッフ（補助員・見守りサポーター）への配慮・支援は十分なものになっているか ○ 業務遂行責任者、現場責任者（わいわい先生）等、事業に従事する職員が事業目的を正しく理解し、事業を実施するために必要な知識や技能を習得するための、具体的な研修案が示されているか 	20
<p>(4) 普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもにとっての遊びの重要性」や「わいわい広場」について理解してもらうために、学校・地域関係者・保護者に対する普及啓発について具体的な取り組みが示されているか 	5
<p>(5) 応募校区ごとの提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応募校区ごとの現状や特色を踏まえ、子どもにとって居心地のよい居場所となる広場の充実に向けて、具体的な取り組みが示されているか ○ ボランティアスタッフなど、地域住民の参画を得るための具体的な取り組みが示されているか ○ 配置予定の現場責任者の経験等は、応募校区の広場の充実につながるものか 	25
合計	100

6 参加申込

上記3の参加資格を確認し、下記のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類（各1部）

以下の書類のうち、②～③については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者において

は、②～⑦の提出を免除します。

① 応募用紙（様式 1）

注 1）契約を希望する業務に○を明記すること。

② 登記事項証明書

注 1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注 1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注 2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 委任状（様式 2）

注 1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式 2 により委任状を作成して提出すること。委任状には実印を用いること。

⑤ 誓約書（様式 3）

注 1）様式 3 に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し押印すること。

⑥ 役員名簿（様式 4）

注 1）様式 4 に、代表者及び役員（④の委任状を提出する場合は代理人（支店長営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注 2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注 3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑦ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1）直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(2) 提出期限

令和 5 年 1 月 11 日 (水) 17 : 00 まで（郵送の場合は期限までに必着）

(3) 提出方法

13 ページ記載の提出先まで郵送又は持参してください。なお、様式 4 の役員名簿については、電子メールでデータも上記(2)の提出期限までに提出してください。

(4) 辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出してください。

(5) 再募集

応募する事業者がない業務が発生した場合は、その業務については期限までに参加申込された事業者に対して再募集を行うことがあります。その場合は、対象の事業者に速やかに連絡します。

7 提案書・見積書の提出

(1) 提出書類（各8部）

① 提案書

- ・ A4サイズ／横書き／

12頁以内 + 応募校区ごとの提案を応募校区 1 つにつき1頁以内（表紙を除く）

- ・ 「8 提案書に記載すべき事項」について、順番に全ての事項の提案内容を記載すること。
- ・ 用紙を縦使いにする場合は左側、用紙を横使いにする場合は上側をホッチキス留めして提出すること（製本等はしない）。

② 見積書（様式 6）

- ・ 応募する業務ごとに作成すること。

(2) 提出期限

令和5年1月19日（木）17：00 まで

(3) 提出方法

本要項末尾記載の提出先まで持参してください。

8 提案書に記載すべき事項

(1) 基本事項

- ① 事業者として考える、わいわい広場が目指す具体的な「遊び場像」
- ② 子どもの「やってみたい」という思いに配慮した具体的な安全対策
- ③ 同種または類似業務の実績や成果等

(2) 実施管理体制

- ① 組織体制
- ② 業務遂行責任者・関係職員等（所属、氏名、担当者の人数、役割、他事業との兼務状況、本事業に活かすことができる資格、経験等）
- ③ 代替職員体制
- ④ 現場への巡回体制（現場巡回の頻度・巡回時の視点・現場責任者の支援方法等）
- ⑤ 事故や保護者対応等のトラブルを未然に防止する方法、発生した際の事業者としての対応方法
- ⑥ 非常時の連絡体制や対応策及び非常時のマニュアルの有無
- ⑦ 保険の内容
- ⑧ 金銭や個人情報の管理について

(3) 人事管理体制

- ① 事業者として考える、現場責任者（わいわい先生）として相応しい人物像、及び相応しい人材を確保するための具体的方策
- ② 現場スタッフ（補助員・見守りサポーター）への配慮・支援
- ③ 業務遂行責任者、現場責任者（わいわい先生）などの担当者が事業目的を正しく理解し、事業を実施するために必要な知識や技能を習得するための、具体的な研修案

(4) 普及・啓発

- ① 「子どもにとっての遊びの重要性」や「わいわい広場」について学校・地域関係者・保護

者に理解してもらうための具体的な普及啓発の方策

(5) 応募校区ごとの提案

- ① 応募校区ごとの現状や特色を踏まえた、子どもにとって居心地のよい居場所となる広場の充実に向けた、具体的な取り組み
- ② ボランティアスタッフなど、地域住民の参画を得るための具体的な取り組み
- ③ 現場責任者の配置
 - ・すでに決定している場合：配置予定の現場責任者の氏名、年齢、子どもの健全育成に携わった活動歴等
 - ・未定の場合：応募校区の現状や特色を踏まえ、どのような人材を配置すべきと考えているか

9 書類提出上の留意点

- (1) 提出期限後の追加・修正等は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 採用された提案は、福岡市との協議により内容の一部変更を求めることがあります。
- (5) 提出書類は、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）第 2 条第 2 号に定める公文書となり、情報公開請求の対象になります。ただし、同条例第 7 条に規定する非公開条例に該当する場合は、非公開となります。
- (6) 提出期限までに提出が無い場合は、提案競技参加を辞退したものとみなします。
- (7) 提出書類に不備がある場合は、失格とする場合があります。

10 提案に関する問い合わせ

- (1) 質問締切
令和 4 年 12 月 26 日（月） 17 時
- (2) 提出先
福岡市教育委員会総務部放課後こども育成課
メールアドレス：k-ikusei.BES@city.fukuoka.lg.jp
- (3) 提出方法
(2)に示す電子メールのみで受け付ける。
- (4) 質問についての回答
令和 5 年 1 月 6 日（金）に福岡市のホームページ上に掲載する。（予定）

11 選考

提案書・見積書並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより選考を行います。

- (1) 日時
令和 5 年 1 月 30 日(月)（予定）
- (2) 場所

教育委員会会議室（福岡市役所本庁舎 1 1 階）（予定）

(3) 提案説明

- ・時間は各提案者の応募業務数に応じて、20～30分（プレゼンテーション5～10分、質疑応答15～20分）とする（予定）
- ・出席者は1団体3名まで
- ・プレゼンテーションは、提案書の「(2)実施管理体制」に記載された業務遂行責任者が主に行ってください
- ・プレゼンテーションは、提案書の該当ページを示しながら、事業者として特に伝えたい要点について説明してください。
- ・資料は提案書のみを使用してください。パソコン・プロジェクター等の使用は不可です。
- ・選考委員による質問に回答していただく形で進行します。質問への回答は、提案書の「(2)実施管理体制」に記載された業務遂行責任者が主に行ってください
- ・プレゼンテーション及びヒアリングはあくまでも提案書・見積書の内容を補完するために行うものであるため、提案書の内容を修正するような説明や、ヒアリング時の資料の追加は認められません。

(4) 選考

「放課後等の遊び場づくり事業運営業務受託者選考委員会設置要綱」に基づき「放課後等の遊び場づくり事業運営業務受託者選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、評価基準に基づいて提案内容の評価を行います。

委員会での評価結果を踏まえて、市が最優秀提案者及び次点提案者を選定します。ただし、委員会の評価点が満点の6割に満たない場合は、選定の対象としません。

(5) 選定結果等の通知及び公表

選定の結果は、電子メールで通知します（令和5年2月上旬を予定）。

また、選考の経過及び結果は、市ホームページにより公表します。

12 契約

- (1) 最優秀提案者と、最終的な仕様等を決める協議を行い、委託業務契約を行う予定です。なお、契約締結に至らない場合は、次点提案者と協議を行います。
- (2) 共通仕様書（案）に記載のない事項が、提案競技において具体的提案として示された場合、協議の上、仕様書に記載します。
- (3) 令和5年度中に、一部小学校において、留守家庭子ども会の延長利用児童が、わいわい広場利用後に留守家庭子ども会に戻ることを可能とする仕様変更を検討しています。対象校選定後、協議の依頼をいたしますので予めご了承ください。
- (4) 業務が良好に履行されていると認められる場合は、3年を限度として、当該年度予算の範囲内で翌年度以降の随意契約を行う予定です。
- (5) 同一事業について複数の小学校分を契約する場合、原則として1本にまとめて契約することとします。
- (6) 契約の締結は、本事業にかかる令和5年度予算が成立することを条件とします。

13 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、提案者が負担するものとします。
- (2) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を、他の目的のために使用することは禁止します。
- (3) 提出書類等に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とします。

《配布物》

- 仕様書（案）
- 応募用紙（様式 1）
- 委任状（様式 2）
- 誓約書（様式 3）
- 役員名簿（様式 4）
- 辞退届（様式 5）
- 見積書（様式 6）

提出先／問い合わせ先

福岡市教育委員会 放課後こども育成課：小林、椎葉

〒810-8621 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

TEL : 092-711-4236 FAX : 092-733-5736

E-mail : k-ikusei.BES@city.fukuoka.lg.jp